○事件議決案

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 件　　　　　名 | 概　　　　　　　　　　要 |
| １ | 指定公立国際教育学校等管理法人の指定の件 | 国家戦略特別区域法第１２条の３第１項の規定により、指定公立国際教育学校等管理法人を指定するもの。  指定期間　令和４年１月１日から  令和11年３月31日まで  指定する法人　学校法人　大阪ＹＭＣＡ |

○条例案

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 件　　　　　名 | 概　　　　　　　　　　要 |
| １ | 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等一部改正の件 | 公務におけるいわゆるフレックスタイム制度を導入するため、職員の申告を経て、任命権者が公務の運営に支障がないと認める場合に週休日及び勤務時間を割り振ることができる旨の規定を追加する。  　〔主な改正内容〕  ・始業及び終業の時刻について、４週間を超えない範囲内で１週間当たり３８時間４５分となるように勤務時間を割り振ることができることとする。  ・子の養育又は配偶者等の介護をする職員その他これに類する状況にある職員の始業及び終業の時刻について、週休日の特例を設け、及び勤務時間を割り振ることができることとする。  　　　　施行日：令和４年１月１日  　〔関係条例〕  ・職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例  ・職員の給与に関する条例  ・職員の育児休業等に関する条例  ・一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 |
| ２ | 職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件 | 国家公務員について、防疫等作業手当の対象業務のうち心身に著しい負担を与えると人事院が認める作業に従事したときの特殊勤務手当に関する規定が追加されたことに伴い、同趣旨の規定を追加する。  ・発熱その他の感染症の症状を呈する者に接する業務  　　１日　５８０円  　　　　施行日：公布の日 |
| ３ | 職員の懲戒に関する条例一部改正の件 | 大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の改正により、盗撮等の卑わいな行為について、公共の場所又は乗物等以外の場所で行われるものについても禁止の対象に含められたことに伴い、非違行為である痴漢行為、盗撮等に係る規定について、同趣旨の改正を行う。  　　　　施行日：公布の日 |
| ４ | 大阪府立学校条例等一部改正の件 | 指定公立国際教育学校等管理法人による大阪府立学校の管理に関する条例の制定に伴い、次のとおり所要の改正を行う。  〔主な改正内容〕  ・大阪府立学校条例の一部改正  　公立国際教育学校等について、大阪府立学校条例の教職員の人事に関する規定の適用を除外する。  ・大阪府個人情報保護条例の一部改正  　指定管理者又は公の施設が対象となる規定に指定公立国際教育学校等管理法人又は公立国際教育学校等を追加する。  ・大阪府外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部改正  　包括外部監査人が監査することができる対象に、指定公立国際教育学校等管理法人を追加する。  　　　　施行日：令和４年１月１日ほか |